

幼稚園預かり保育を希望される皆様へ

奈義町教育委員会学事課

令和3年度奈義町幼稚園預かり保育の利用申請について

平素より、奈義町の教育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて本町では、就業などの理由により家庭保育が困難な方々への子育て支援の一環として預かり保育を行っています。つきましては、使用を希望される保護者の方は、次のとおり別添の預かり保育使用申請書及び添付書類を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

また、幼児教育・保育の無償化に係る申請受付も併せて行いますので、就業証明書等の添付書類と合わせてご提出をお願いします。

記

- 1 対象児童 令和3年度に奈義町立幼稚園に在園、もしくは新入園する園児
- 2 利用要件 保護者の就労等により、家庭保育が困難な児童
- 3 提出書類 (幼稚園預かり保育を希望される方のみ)
 - ①奈義町立幼稚園預かり保育使用申請書
 - ②子育てのための施設等利用給付認定申請書(預かり保育無償化関係)
 - ③保育の必要性事由証明書
- 4 提出期限 令和2年12月23日(水)
- 5 提出及び
問い合わせ先 教育委員会学事課(奈義町豊沢327-1) TEL0868-36-4195
滝川つくし幼稚園(奈義町滝本1444-2) TEL0868-36-3580
中央東幼稚園(奈義町行方430-2) TEL0868-36-5784
- 6 受付時間 教育委員会学事課 8:30~17:15(土・日・祝除く)
滝川つくし・中央東幼稚園 8:30~18:00(土・日・祝除く)

●家庭保育が困難な児童とは、幼稚園預かり保育を使用する児童の保護者の方が次のいずれかの要件に該当する場合です。

①1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること。

②妊娠中、または出産後間がないこと。

入所期間は、予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日まで。

③疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること。

④同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。

⑤震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。

⑥就学していること。（職業訓練校等における職業訓練を含む。）

⑦求職活動中（起業準備を含む）であること。

※認定期間は、認定開始日から90日目の属する月の末日まで。

⑧虐待やDVの恐れがあると認められること。

⑨育児休業中（父または母の育児休業開始日に、すでに在籍している児童であること。）

※期間は、育児休業対象児が1歳6ヶ月になる年度末まで。

※日常の家事・育児は保育の利用を必要とする要件にはなりません。